

外出支援サービス事業

<利用対象者>

大山町内に住所を有する在宅生活者及び、単独で移動が困難で、かつ単独で一般の交通機関を利用することが困難であるもの

次のいずれかに該当するもの

- ・要介護認定者
- ・身体障害者手帳 1 級・2 級(下肢機能障害については 3 級、4 級を含む。)
- ・精神障害、知的障害等

※ただし「大山町タクシー助成制度」利用登録者は登録をすることはできない。

<送迎内容>

利用者の居宅⇄医療機関(鳥取県西部・中部)

回数・・・週 1 回(人工透析の場合は週3回が限度)

<利用料>

距離(km)	利用料(片道)	距離(km)	利用料(片道)
0～5 未満	300 円	30～35 未満	1,300 円
5～10 未満	400 円	35～40 未満	1,500 円
10～15 未満	600 円	40～45 未満	1,600 円
15～20 未満	800 円	45～50 未満	1,800 円
20～25 未満	1,000 円	50～55 未満	2,000 円
25～30 未満	1,100 円	55～60 未満	2,200 円

※ 人工透析の複数乗車の場合は、片道 300 円とする。

<その他>

(1) 予約は、利用したい日の 1 週間前までにお願いします。また、予約をされても希望どおりにならない場合があります。

(2) 利用時間8:30～17:00 ※土・日曜日、年末年始は利用できません。

(3) 運転手の指示に従わず安全運行に支障をきたすなど、利用の方法が不適切と判断された場合は、登録を取り消すことがあります。